

板橋区立高齢者住宅借上げ期間満了に伴う移転事業要綱

令和2年8月11日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区営住宅条例（平成9年東京都板橋区条例第40号。以下「区営住宅条例」という。）に基づく区営住宅建替事業（以下「建替事業」という。）及び東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年東京都板橋区条例第41号。以下「高齢者住宅条例」という。）に基づく高齢者住宅の借上げ期間満了に伴う移転事業（以下「移転事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、高齢者住宅条例第2条に規定する用語の例による。

(新住宅へのあっせん)

第3条 区長は、高齢者住宅条例第35条第6項の規定により、明渡しを請求する使用者（条例第4条に基づく使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、区営住宅の建替事業等により新たに整備される区営住宅（以下「新住宅」という。）をあっせんすることができる。

(新住宅への入居)

第4条 区長は、前条により新住宅をあっせんする使用者に対し、入居の申出の期間を定め、新住宅への入居申出の通知書（第1号様式）により、通知するものとする。

2 新住宅への入居に際しては、次の各号に定める当該使用者の世帯人数に応じた住戸面積の住宅へ誘導するものとする。ただし、障がい者の介護、車椅子の使用等の特段の事情がある場合は、別に取り扱うことができるものとする。

(1) 1人世帯 32.5㎡程度

(2) 2人以上世帯 45㎡程度

(3) 3人以上世帯 65㎡程度

(新住宅への入居手続等)

第5条 新住宅への入居を希望する使用者は、前条第1項の申出の期間内に、入居を希望する旨の申出書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

2 使用者が前項の申出をするときは、高齢者住宅条例第23条の規定に基づき、高齢者住宅を返還しなければならない。

3 第1項の申出書を提出しようとする使用者は、区営住宅条例の規定に基づいて、当該申出書の提出に併せて、新住宅の使用申込みをするものとする。

(移転説明会の開催)

第6条 区長は、移転事業の対象となっている高齢者住宅の使用者に対し、高齢者住宅条例第35条第7項の規定に基づき、当該移転事業の施行に関する説明会を開催し、使用者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(原形回復の使用者負担の免除)

第7条 使用者が第5条第2項の規定に基づいて高齢者住宅を返還するとき、区長は、高齢者住宅条例第23条第3項ただし書の規定により、当該高齢者住宅を原形に復すために要する費用

を免除することができる。

(移転承諾書)

第8条 移転事業の対象となっている高齢者住宅の利用者は、移転承諾書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(移転手続等)

第9条 移転事業に係る引越は、区の業務とする。ただし、利用者が自ら移転し、その旨を区長に申し出た場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該利用者が前条の規定に基づいて提出する移転承諾書は、第3号様式の2とする。
- 3 第1項ただし書きの申出によって移転料の支払いを受けようとする利用者は、移転完了届(第4号様式)に移転料支払請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)及び利用者の移転先の住所に係る住民票(世帯全員と続柄の記載があるもの)を添えて、区長に移転の完了を届け出なければならない。
- 4 区長は、前項の届出により移転が適正に完了していることを確認したときは、当該利用者に移転料を支払うものとする。
- 5 高齢者住宅条例第35条第8項に規定する通常必要な移転料として前項の規定により支払う移転料は、別に定める。
- 6 高齢者住宅条例第35条の規定に基づく明渡しの請求前に、利用者が自らの都合によって移転した場合は、この条の規定は適用しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

入居申出の通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

印

貴方が使用していた下記の高齢者住宅について、区営住宅の建替事業等により新たに整備される区営住宅への入居を希望する旨の申出の期間を下記のとおり定めたので通知します。

建替事業等により整備される区営住宅への入居を希望する場合は、定められた申出期間内にその旨を申し出てください。

記

1. 使用していた高齢者住宅

けやき苑

2. 申出期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

入居を希望する旨の申出書

私は、区営住宅の建替事業等により新たに整備される区営住宅への入居を希望します。

年 月 日

(宛先)
板 橋 区 長

(申出者)

住 所	東京都板橋区
住 宅 名	東京都板橋区立高齢者住宅 けやき苑
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	()
使用者氏名	印

移転承諾書

今般、私が使用する高齢者住宅の借上げ期間満了に伴う引越しについて、東京都板橋区都市整備部住宅政策課から計画内容の説明を受けました。

については、当住宅の移転事業の実施について同意し、事業の実施に伴って移転することを承諾いたしますので、署名押印の上、本承諾書を提出します。

なお、移転に係る引越しに要する費用は区の負担とし、業務は区に委任します。

年 月 日

(宛先)
板 橋 区 長

(承諾者)

住 所	東京都板橋区
住 宅 名	東京都板橋区立高齢者住宅 けやき苑
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	()
使用者氏名	印

移転承諾書

今般、私が使用する高齢者住宅の借上げ期間満了に伴う引越しについて、東京都板橋区都市整備部住宅政策課から計画内容の説明を受けました。

については、当住宅の移転事業の実施について同意し、事業の実施に伴って移転することを承諾いたしますので、署名押印の上、本承諾書を提出します。

なお、移転は示された期日までに完了し、完了後すみやかにその旨を届け出ます。

年 月 日

(宛先)

板 橋 区 長

(承諾者)

住 所	東京都板橋区
住 宅 名	東京都板橋区立高齢者住宅 けやき苑
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	()
使用者氏名	印

移転完了届

私は、使用していた高齢者住宅の移転を完了しました。
ついては、その移転料の支払いを受けたいので、必要な書類を添えて届け
出ます。

年 月 日

(宛先)

板 橋 区 長

(添付書類)

1. 移転料支払請求書兼口座振替依頼書（第5号様式）
2. 住民票（移転先のもの・世帯全員と続柄の記載があるもの）

(届出者)

住 所	
住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	()
氏 名	印

(使用していた区立高齢者住宅)

住 宅 名	東京都板橋区立高齢者住宅 けやき苑
部 屋 番 号	号室

移転料支払請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

(宛先)
板橋区長

(請求者)
住所

氏名 印

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、板橋区立高齢者住宅借上げ期間満了に伴う移転事業要綱第9条第3項に基づく移転料として

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合				支店
預金種別 ○で囲む	当座	普通	貯蓄	口座 番号	
住所	(電話 — —)				
フリガナ					
氏名					